6. 労働衛生教育

6.1 労働衛生教育

労働災害を防止するためには、機械の本質安全化等災害原因の中の物的要因を除去することが基本であるが、合わせて、人的要因である労働者の安全衛生教育の徹底も欠くことができない。法 59 条に安全衛生教育についての定めがある。「作業内容の変更」とは、作業転換時や作業設備、作業方法等に大幅な変更があったときのことを言う。雇い入れ時教育の内容については則 35 条に規定されている。

労働安全衛生法
（安全衛生教育）
第五十九条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。
２　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

6.2 雇入れ時教育

労働安全衛生規則
（雇入れ時等の教育）
第三十五条　事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。
一　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
二　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
三　作業手順に関すること。
四　作業開始時の点検に関すること。
五　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
六　整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
七　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
八　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
２　事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

労働安全衛生法施行令
（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）
第二条　労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲

げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。
一　林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業　百人
二　製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業　三百人
三　その他の業種　千人

6.3 特別の教育

「特別の教育」は上記法 59 条 3 項に基づくものであるが、安衛則 36 条に定められている危険有害業務、その他粉じん則等の省令に定めがある。ここでは粉じん則 22 条による「常時特定粉じん作業を行う労働者に対する教育」及びじん肺法に規定されている教育について述べる。

粉じん則 22 条 2 項の規定に基づく粉じん作業特別教育規程は表 45 の通りである。

建設業については、ずい道等の建設の作業（労働安全衛生規則第 382 条の「ずい道等の建設の作業」）の特定粉じん作業に係る特別の教育について、その講師の養成のための講習がある。（「建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について」昭 61.7.16　基安発第 30 号）。その内容は表 46 の通りである。

じん肺法では 6 条の規定により、事業者は常時粉じん作業に従事する労働者に対してじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を行わなければならないとされている。しかし、その内容、時期、頻度等は、医学及び衛生工学の進歩、技術の変革、事業場の実情等から一律に定めることが難しいので、教育はそれぞれの事業場の実情に応じて最も効果的な方法により行って差し支えない旨、厚生労働省は指導している。また、常時粉じん作業に従事するとは、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事していることを要件とするものではない。（昭和 53 年 4 月 28 日基発 250 号）

粉じん則
（特別の教育）
第二十二条　事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。
一　粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
二　作業場の管理
三　呼吸用保護具の使用の方法
四　粉じんに係る疾病及び健康管理
五　関係法令
２　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

表 45　粉じん作業特別教育規程

科目	範囲	時 間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	粉じんの発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1 時間
作業場の管理	粉じんの発散防止対策に係る設備及び換気のための設備の保守点検の方法 作業環境の点検の方法 清掃の方法	1 時間
呼吸用保護具の使用の方法	呼吸用保護具の種類、性能、使用方法及び管理	30 分
粉じんに係る疾病及び健康管理	粉じんの有害性 粉じんによる疾病の病理及び症状 健康管理の方法	1 時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び粉じん障害防止規則並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及びじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）中の関係条項	1 時間

表 46　建設業粉じん作業特別教育指導員講習
（建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について 昭 61.7.16　基安発第 30 号）

科 目	範 囲	内 容	時間	時間計
1 指導員の役割と心構え	同 左	同 左	1	1
2 衛生管理の概論	これからの衛生管理	労働衛生の目的、衛生管理	3	3
3 粉じんによる疾病と健康管理	[1] 粉じんの有害性	粉じんの解説、粉じんの特性とその人体に及ぼす影響	2	6
	[2] 疾病の病像	じん肺の進展、じん肺の合併症	1	
	[3] 健康管理	じん肺の予防、じん肺健康診断、じん肺管理区分、健康管理のための措置	3	
4 粉じんによる疾病の防止	[1] 粉じんの発散及び粉じんへのばく露の減少	ずい道建設工事における粉じん対策の現状と今後の方向、換気装置及び集じん機の設計演習	3	7
	[2] 粉じんの発生源に対する対策	風管換気、坑道換気及び湿式工法の種類及び設計法、工法別粉じん対策、集じん機	4	
5 粉じん作業の管理	同 左	設備の点検、清掃、作業環境の状態の把握、粉じん濃度の測定要領	3	4
		粉じん濃度の測定実習、測定値の整理演習	1	
6 呼吸用保護具	同 左	呼吸用保護具の種類、防じんマスク及び送気マスクの適正な使用方法（着用実習を含む）	4	4
7 関係法令	同 左	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則並びにじん肺法及びじん肺法施行規則中の関係条項	2	2
8 グループ討議			3	3
計			30	30

(注)　内容については、若干の変更が予定されること。

6.4 職長教育

職長は職務遂行の要である。労働者の安全と衛生を確保する点でも同様である。職長教育は法 60 条及び令 19 条、則 40 条に規定されている。教育の方法は、原則として 15 人以内の受講者を一単位として討議方式で行うことが指導されている（昭和 47 年 9 月 18 日基発 601 号の 1）。

労働安全衛生法
第六十条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。
　一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
　二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
　三　前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

労働安全衛生法施行令
（職長等の教育を行うべき業種）
第十九条　法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。
　一　建設業
　二　製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
ロ　繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
ハ　衣服その他の繊維製品製造業
ニ　紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
ホ　新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
三　電気業
四　ガス業
五　自動車整備業
六　機械修理業

安衛則
（職長等の教育）
第四十条　法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
二　異常時等における措置に関すること。
三　その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
２　法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事　項	時間
法第六十条第一号に掲げる事項（一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。） 一　作業手順の定め方 二　労働者の適正な配置の方法	2 時間
法第六十条第二号に掲げる事項（二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。） 一 指導及び教育の方法 二 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
前項第一号に掲げる事項（一　法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。） 一 危険性又は有害性等の調査の方法 二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 三 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
前項第二号に掲げる事項（二　異常時等における措置に関すること。） 一 異常時における措置 二 災害発生時における措置	1.5 時間
前項第三号に掲げる事項（三　その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。） 一 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 二 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間

３　事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。

6.5 能力向上教育等

能力向上教育に関しては、安全管理者等労働災害防止のための業務についているものに対する教育は法 19 条の 2、危険有害業務に現についているものに対する教育は法 60 条の 2 に定めがある。法 59 条による安全衛生教育や 60 条による職長教育が事業者責任で行われなければならないのに対し、この能力向上教育は事業者の努力義務と位置づけられている。これらの教育は事業者が労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応して事業場の安全衛生の水準の向上を図るためのものであり、決しておろそかにできないものである。従って、能力向上教育も法的責務と位置づけてほしいものである。

法 19 条の 2 の規定に基づく能力向上教育については、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する

当該業務に関する能力の向上を図るための教育に関する指針が出されている[66]。この教育は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者（作業主任者、元方安全衛生管理者）に対して行うものである。事業者は、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。また、危険有害業務についているものに対する教育は法 60 条の 2 の規定に基づいて指針が同様に出されている[67]。

労働安全衛生法
（安全管理者等に対する教育等）
第十九条の二　事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
３　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第六十条の二　事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
３　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（抜粋）
（平成 18.3.31 能力向上教育指針公示 第 5 号）

II　教育の対象者及び種類
1　対象者
次に掲げる者とする。
(1) 安全管理者
(2) 衛生管理者
(3) 安全衛生推進者
(4) 衛生推進者
(5) 作業主任者
(6) 元方安全衛生管理者
(7) 店社安全衛生管理者
(8) その他の安全衛生業務従事者
2　種類
1 に掲げる者が初めて当該業務に従事することになった時に実施する能力向上教育（以下「初任時教育」という。）並びに１に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する能力向上教育（以下「定期教育」という。）及び当該事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施する能力向上教育（以下「随時教育」という。）とする。

III　能力向上教育の内容、時間、方法及び講師
1　内容及び時間
(1) 内容
イ　初任時教育・・・・・・・当該業務に関する全般的事項
ロ　定期教育及び随時教育・・労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項
(2) 時間
原則として１日程度とする。
なお、能力向上教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラムによるものとする。
2　方法
講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3　講師
　当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

別表
　安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム
1　安全管理者能力向上教育（定期又は随時）
2　安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
3　ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
4　林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
5　ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
6　木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
7　プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
8　乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
9　採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
10　船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
11　足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
12　木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
13　普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
14　化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
15　衛生管理者能力向上教育（初任時）
16　衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）
17　特定化学物質作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
18　鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
19　有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
20　店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）

例えば、衛生管理者の能力向上教育カリキュラムは表 47 のようになっている。

表 47　衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科目（時間）　/ 範囲
1　労働衛生管理の機能と構造（2.5(1.5)）
(1) 企業活動における労働衛生管理 (2) 労働衛生管理に係る中長期計画の策定及び活用 (3) 労働衛生管理規定等の作成及び活用 (4) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む　。） (5) 健康障害発生原因の分析及び結果の活用 (6) 職場巡視計画の策定及び問題点の処理 (7) 労働衛生情報・資料の収集及び活用
2　作業環境管理（1.0(0.5)）
(1) 作業環境測定結果の評価及びそれに基づく環境改善 (2) 労働衛生関係施設等の定期自主検査及び整備 (3) 一般作業環境の整備
3　作業管理（2.0(1.0)）
(1) 作業分析の評価 (2) 作業標準の評価 (3) 労働衛生保護具の選定
4　健康管理（2.5(1.5)）
(1) 有害要因と健康障害 (2) 健康危険調査及び疫学的調査等 (3) 健康診断及び面接指導等並びにこれらに基づく事後措置に関する実施計画の作成 (4) メンタルヘルス対策 (5) 疫病管理計画の作成 (6) 健康保持増進対策

5　労働衛生教育（1.0(0.5)）
(1) **教育計画の作成**
6　実務研究（2.0(1.0)）
(1) **各種労働衛生管理規程の作成** (2) **作業標準の作成** (3) **労働衛生管理計画等の作成**
7　災害事例及び関係法令（2.0(1.0)）
(1) **健康障害発生事例及びその防止対策** (2) **労働衛生関係法令**
計 13.0(7.0)
＊1　第二種衛生管理者については、上記カリキュラムから有害業務に係るものを除き、時間については、括弧内の時間とする。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（抜粋）

平 8.12.4 **安全衛生教育指針公示 第** 4 **号**

II　**教育の対象者及び種類**

1　対象者

次に掲げる者とする。

（1）　就業制限に係る業務に従事する者

（2）　特別教育を必要とする業務に従事する者

（3）　1又は2に準ずる危険有害な業務に従事する者

2　種類

1に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものに変わる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III　**教育の内容、時間、方法及び講師**

1　内容及び時間

（1）　内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

（2）　時間

原則として1日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものに変わる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2　方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3　講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

別表

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

1　揚貨装置運転士安全衛生教育（表）

2　ボイラー取扱業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第3号の業務）従事者安全衛生教育（表）**

3　ボイラー溶接業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第4号の業務）従事者安全衛生教育（表）**

4　ボイラー整備士安全衛生教育（表）

5　クレーン運転士安全衛生教育（表）

6　移動式クレーン運転士安全衛生教育（表）

7　ガス溶接業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第** 10 **号の業務）従事者安全衛生教育（表）**

8　フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第** 11 **号の業務）従事者安全衛生教育（表）**

9　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第** 12 **号の業務のうち同令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育（表）**

9の2　車両系建設機械（基礎工事用）運転業務（労働安全衛生法施行令第 20 **条第** 12 **号の業務のうち同令別表第7第3号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育（表）**

10　フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第 36 条第５号の業務）従事者安全衛生教育（表）
11　機械集材装置運転業務（労働安全衛生規則第 36 条第７号の業務）従事者安全衛生教育（表）
12　ローラー運転業務（労働安全衛生規則第 36 条第 10 号の業務）従事者安全衛生教育（表）
13　有機溶剤業務従事者安全衛生教育（表）
14　チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第８号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第８号の２の業務）従事者安全衛生教育（表）
15　玉掛業務（労働安全衛生法施行令第 20 条第 16 号の業務）従事者安全衛生教育（表）

例えば、有機溶剤業務従事者安全衛生教育カリキュラムは表 48 のようになっている。

表 48　有機溶剤業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1 作業環境管理	(1) 有機溶剤蒸気の発散防止対策に係る設備及び換気のための設備並びにそれらの保守、点検の方法	1.5
	(2) 作業環境の状態の把握及び整備	
2 作業管理	(1) 作業管理の方法	1
	(2) 労働衛生保護具	
3 健康管理	(1) 有機溶剤の種類及び有害性	1.5
	(2) 有機溶剤の使用される業務	
	(3) 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応急措置	
	(4) 健康診断及び事後措置	
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	2
	(2) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	
計		6

6.6 教育費用

法 59 条、60 条により実施される安全衛生教育は、労働者がその業務に従事する場合の労働災害を防止するためのものである。従って、事業者の責任において実施されなければならない。安全衛生教育は所定時間内に行われるのが原則であり、その時間は労働時間と解される。これが法定時間外に行われた場合には割増賃金を支払わなければならない。またこの法律の基づく教育を企業外で行った場合は、同様の主旨から、講習会費、講習旅費等は事業者が負担すべきものである（昭和 47 年 9 月 18 日基発 602 号）。

6.7 中高年齢者等についての配慮

これは教育だけにかかわらないが、中高年齢者、身体障害者、出稼ぎ労働者等に対して、事業者は労働災害防止上特に配慮を求めている。労働災害は、中高年労働者等に発生に危険が大きくなるが、事業主はこれらの人々の心身の条件に見合った適正な職場配置をすることが求められている。

労働安全衛生法
（中高年齢者等についての配慮）
第六十二条　事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。